

奈良県告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画地域地区（明日香風致地区）の区域を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県くらし創造部景観・自然環境課、橿原市計画景観課及び明日香村企画政策課において縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画地域地区（明日香風致地区）

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

橿原市田中町、菖蒲町及び五条野町の各一部